

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇告示

健康保険法による保険医の登録
健康保険法による保険医療機関の指定
生活保護法による医療機関の指定
生活保護法施行規則による指定医療機関からの届出

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

飼料の分析検査の概要

新たに行なおうとする土地改良事業の認可

県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画書の写しの縦覧

土地の公用廃止

”

◇選管告示

選挙管理委員会の招集
道路交通法による聴聞会の開催

◇公安告示

◇公告

漁業協同組合に対する解散命令
林業改良指導員資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたの
で、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び
保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八
十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

明島 淳亮 気高郡気 鳥医 一〇七六 昭和三十九年
高町宝木 十二月十八日

鳥取県告示第九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年一月十二日

名	称	所在地	診療科	名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
医療法人里仁会	倉吉市明治町	内科、外科、整形外科、皮膚泌尿器科	医療法人里仁会	理事 北岡 義尊	昭和三十九年十二月一日	乙表点数表	
鳥取生協病院附属第三事業場診療所	鳥取市古市	内科	鳥取県勤労者医療生活協同組合	組合長 山崎 季治	"	二十六日	
浦生診療所	岩美郡岩美町	"	小松 延江	"	"	二十五日	

鳥取県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり届出があつたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年一月十二日

名	称	所在地	診療科名	変更又は廃止理由	変更又は廃止年月日
松田医院	東伯郡東郷町松崎	全科	開設者死亡による廃止	昭和三十九年十月十五日	
橋田医院	東伯郡羽合町大字長瀬一一六一	内科	開設者死亡による廃止	昭和三十九年九月二十四日	
横原歯科医院	八頭郡用瀬町大字用瀬三六六	歯科	開設者養子縁組により改名のため	昭和三十八年三月二十六日	

鳥取県告示第十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開 設 者
昭和三十九年十二月一日 医療法人里仁会 北岡病院 倉吉市明治町一〇三一番地五 北岡 義尊

鳥取県告示第十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があらつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称 所 在 地
昭和三十九年十一月三十日 合資会社 北岡病院 倉吉市明治町一〇三一番地五

鳥取県告示第十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ニューカッスル病注射及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法

律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、投薬及び注射を受けることを命ずる。

昭和四十年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的

00311

結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ニューカッスル病及びひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病検査及びブルセラ病検査
牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。
ニューカッスル予防注射及びひな白痢検査
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、投薬及び注射の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査
肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

ニューカッスル予防注射……ニューカッスル予防液筋肉注射

ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施の期日	実施区域	実施場所
一月十八日	倉吉市	上北条検診場
一月二十一日	北条町	北条診療所、米里検診場
十九日	倉吉市	清谷、福庭、西郷
二十日	泊村	原
二十二日	東郷町	舎人、花見
二十五日	東伯町	浦安診療所、金屋、中尾
二十五日	関金町	真野原、明高、今西
二十六日	関金町	経営伝習農場、新興、松河原
二十七日	東伯町	上光好、下光好、美好
三十日	関金町	郡家、旧家畜市場

二月 八日	二月十一日	倉吉市	中田、古川、広瀬、小鴨
"	"	東伯町	福永、山田、公文
"	九日	三朝町	坂本、片柴、横手
"	"	東伯町	浦安家畜市場笠見、八橋
"	十日	三朝町	本泉、大柿
"	"	東伯町	倉坂、三保
"	十五日	倉吉市	福光、国分寺、不入岡
"	十六日	倉吉市	津原、灘手農協、上神
"	十七日	二十日	大河内、北谷農協、下積米
"	十九日	大栄町	亀谷、西穂波、東穂波
"	二十二日	二十三日	西高尾、東高尾、下種
"	二十三日	倉吉市	別所、妻波、大谷
"	二十四日	大栄町	服部、上太立、下福田
"	二十七日	六尾、瀬戸	"

一月十八日	一月 二十一日	西伯町	賀野
"	"	米子市	春日
"	十九日	二十二日	成実
"	三十日	二月 二日	巖
"	二月 一日	三日	和田
"	一月十六日	郡家町	郡家検診場
"	"	船岡町	船岡
"	十八日	河原町	河原
"	"	用瀬町	用瀬
肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬			
実施期日 実施区域 実施場所			
一月十八日	倉吉市	上北条検診場	
"	北条町	北条診療所	米里
"	十九日	倉吉市	清谷、福庭、西郷
"	二十日	泊村	原
"	"	東郷町	舍人、花見
"	二十二日	東伯町	浦安診療所、金屋、中尾
"	二十五日	関金町	真野原、明高、今西

"	二十六日	"	経営伝習農場、新興、松河原
"	"	東伯町	上光好、下光好、美好
"	二十七日	関金町	郡家、旧家畜市場
"	二月 八日	倉吉市	中田、古川、広瀬、小鴨
"	"	東伯町	福永、山田、公文
"	九日	三朝町	坂本、片柴、横手
"	"	東伯町	浦安家畜市場笠見、八橋
"	十日	三朝町	本泉、大柿
"	"	東伯町	倉坂、三保
"	十五日	倉吉市	福光、国分寺、不入岡
"	"	東伯町	杉下、森藤
"	十六日	倉吉市	津原、灘手農協、上神
"	十七日	"	大河内、北谷農協、下米積
"	十九日	大栄町	亀谷、西穂波、東穂波
"	二十二日	"	西高尾、東高尾、下種
"	二十三日	"	別所、妻波、大谷
"	二十四日	倉吉市	服部、上太立、下福田
"	"	六尾、瀬戸	"

一月十八日	西伯町	上長田、賀野
"	十九日	東長田
"	二十三日	岸本町 八郷
"	二十七日	"
"	二十九日	米子市 春日
"	"	成実
二月 一日	"	巖、和田
一月 七日	日南町	上阿毘縁、下阿毘縁、大菅検診場
"	"	市場、原
"	八日	立岩、無坂
"	九日	谷川、上石見
"	十一日	花口、神戸上
"	十六日	豊栄、福塚
"	十八日	折渡、粟谷
"	十九日	印賀、宝谷
"	二十日	中原、中津合
"	二十五日	霞、丸山
"	二十六日	三栄、矢戸

一月 十四日	八東町	各種鶏場巡回	実施場所	船岡町
一月 十五日	河原町		実施区域	ひな白痢検査
一月 十六日	智頭町		実施期日	一月 十八日
一月 十八日	河原町		実施期日	米子市
一月 十九日	河原町		実施期日	伯仙町
一月 二十日	智頭町		実施期日	各種鶏場巡回
一月 二十一日	河原町		実施期日	
一月 二十二日	河原町		実施期日	
一月 二十三日	河原町		実施期日	

実施期日 実施区域 実施場所

ニユーカッスル病予防注射

鳥取県告示第十五号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和三十九年九月から昭和三十九年十一月までに収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

製造事業場の所在地及び名称	登録番号	検査				結果		取去年月日	その他特記すべき事項
		水分	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	検査	抽出物		
広島県三原市木原町三原工場 日和産業株式会社三原工場 ナルヒ印一号成鶏用完全配合飼料	2,204	17.0	2.5	7.0	11.0			39.9.15	鳥取市行徳鳥羽里82の2 鳥取県東部米穀頭協同組合
神戸市兵庫区御崎本町3丁目68 日和産業株式会社神戸工場 ナルヒ印特身成鶏用完全配合飼料 オールマツツシユ	2,348	18.0	2.5	7.0	11.0				
鳥取県東郷町9番地 奥飼糧株式会社 クレマツツシユ みやまマツツシユ	3,495	17.0	3.0	6.0	11.0				
鳥取県境港市外江町彦男新田3743の1 山陰くまあい飼料株式会社1号 くまあい標準配合飼料成鶏用2号 マツツシユ	3,944 3,945	19.0 20.6 18.0 21.6	3.0 4.0 3.0 3.9	7.0 3.3 7.0 3.4	11.0 8.7 11.0 9.2			39.10.13	
坂出市坂出町東浜540番地 日本配合飼料株式会社坂出工場 三井印完全配合飼料青龍用	1,899	19.0	3.0	6.0	9.0			39.10.20	境港市竹内町896 日ハク飼料有限会社倉庫
兵庫県神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場 日清田幼騰用完全配合飼料日清チツク	3,052	21.0	3.0	6.0	9.0			39.10.22	米子市藤町3丁目102番地 大山ハム米子営業所倉庫

「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。
収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第十六号

鳥取市桜谷土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良(農道)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年一月十二日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十二月二日付

けで倉吉市福山二七五番地 野儀久市ほか十七人の者から申請のあつた農道で行なう大鴨地区の区画整理事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。
昭和四十年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

大鴨地区土地改良(区画整理)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十年一月十五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があ

るときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

次の土地は、昭和四十年一月五日から公用を廃止した。

昭和四十年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

一、二五〇ノ一

二、二五〇ノ二

三、二五〇ノ三

水路敷 八八坪

二五三ノ一 三合八勺

鳥取県告示第十九号

次の土地は、昭和四十年一月五日から公用を廃止した。

昭和四十年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積
米子市西三柳四四五四ノ一地先 道路敷 二三坪五合三勺

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和四十年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一日時 昭和四十年一月十三日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 公明選挙啓発事業等について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、

同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年一月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年一月二十一日 午前十一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 八頭郡智頭町大字岩神三七六

自動車等運転者 林 正 男

2 鳥取市長柄二五五の一

自動車等運転者 懸 樋 義 弘

3 鳥取市円通寺八一七

自動車等運転者 田 中 泰 藏

4 鳥取市吉成一〇二

自動車等運転者 前 田 存

5 鳥取市川下町五七

自動車等運転者 生 石 二 郎

6 岩美郡國府町岡益二六五

自動車等運転者 福 田 富 美 雄

7 気高郡気高町大字勝見六九五の一九

自動車等運転者 川 口 進

8 倉吉市上井町三丁目四の一

自動車等運転者 石 橋 垣 晴

9 東伯郡羽合町長瀬一六七五

自動車等運転者 中 川 隆 司

10 東伯郡東伯町大字八橋三三五

自動車等運転者 谷 口 英 昭

公 告

水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭和37年法律第155号）附則第5項の規定に基づき、次の組合に対し昭和39年12月19日解散を命じたので公告する。

昭和40年1月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡三朝町大字穴鴨

鳥取県養鯉漁業協同組合

組合長理事 早 栗 操

昭和39年度鳥取県林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和40年1月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1	吉次 信策	2	川下 全功
3	秋末 博道	5	山本 茂美
7	西村 武治	8	秋末 道男
9	那須 清光	11	松本 俊英
12	大森 一男	13	森本 英一
14	黒田松太郎	15	上原 紀彦
16	花木 昌和	17	田淵 丹次
18	徳永 正明	19	田淵 敏行
22	藤原 節夫	24	高橋 章

境港市栄町13
漁民漁業協同組合
組合長理事 酒 井 都 郷

境港市栄町53
境漁業協同組合
組合長理事 畠 山 常 五 郎

米子市上福原988
米子市福西漁業協同組合
組合長理事 潮 政 義

気高郡気高町大字酒津477の6
酒津水産加工業協同組合
組合長理事 中 江 時 雄

境港市栄町169
日本海水産加工業協同組合
組合長理事 真 栄 増 雄

倉吉市堀町2丁目21000の6
鳥取県ねり製品水産加工業協同組合
組合長理事 中 島 邦 美